社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第二十四条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第十号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新開示告示」という。）第二条（新開示告示第三条第三項第二号及び第四項第二号、第四条第三項及び第四項並びに第五条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新開示告示第三条第一項、第二項及び第三項第一号（新開示告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第三条第四項第一号（新開示告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第三条第五項及び第六項（それぞれ新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新開示告示第四条第一項及び第二項の規定、新開示告示第四条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第四条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第五号を含む。）の規定、新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第五号を含む。）並びに第三条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第三条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6　新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7　新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二、一〇〇円（本体一、九五〇円）　（配送料別）